

令和6年度 広島市家庭用スマートエネルギー設備 (家庭用燃料電池、家庭用蓄電池、V2H充放電設備) 設置補助金の手引き

広島市では、地球温暖化対策として、家庭からの温室効果ガス排出削減を図るため、住宅に家庭用燃料電池(エネファーム)、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備の設置等を行う個人に対して補助金を交付します。

1 交付対象

補助金の交付対象は、次のいずれかです。

- (1) 住宅に家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備を設置する工事
- (2) 家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備が設置された住宅を購入

※ (1)は設置工事の着工前に、(2)は購入する住宅の代金を支払う前に申請を行い、交付決定通知を受ける必要があります。

2 対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次のいずれにも該当する個人です。

- (1) 広島市の区域内に住所を有する個人(実績報告時に住所を有する場合を含む。)
- (2) 広島市税を滞納していない個人

- (3) 次のいずれかに該当する個人

ア 一戸建住宅又は共同住宅の所有者であって、自らが居住又は賃貸する当該一戸建住宅又は共同住宅の住戸に家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備を設置する個人

イ 分譲共同住宅の区分所有者であって、居住又は賃貸する自らの専有部分に家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備を設置する個人

ウ 一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅の賃借人であって、当該住宅の自らが居住の用に供する部分に家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備を設置する個人

エ 自ら居住又は賃貸するために、家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備が設置された一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅の専有部分を購入する個人

- (4) 一戸建住宅等に補助金の交付申請を行う個人以外の所有者(※)がいる場合は、住宅に家庭用燃料電池、家庭用蓄電池又はV2H充放電設備を設置することについて、事前に当該個人以外の所有者の同意を得てください。

※ 分譲共同住宅の場合は、「所有者」を「区分所有者」に読み替えてください。

3 対象機器

- (1) 補助金の対象の家庭用燃料電池は、次の要件のいずれにも該当する機器です。

ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会により機器指定を受けている未使用のもの

イ 1台当たりの機器費及び工事費の合計額が20万円以上で、本市の他の補助金の交付を受けていないもの

- (2) 補助金の対象の家庭用蓄電池は、次の要件のいずれにも該当する機器です。

ア 環境省の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の補助対象システムとして指定された未使用のもの

イ 1台当たりの機器費及び工事費の合計額が20万円以上で、本市の他の補助金の交付を受けていないもの

ウ 常時、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と接続し、同システムが発電する電力を充放電できる、蓄電容量が1kWh以上であるもの

- (3) 補助金の対象のV2H充放電設備は、次の要件のいずれにも該当する機器です。

ア 経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象設備として指定されたV2H充放電設備

イ 1台当たりの機器費及び工事費の合計額が20万円以上で、本市の他の補助金の交付を受けていないもの

ウ 常時、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と接続し、同システムが発電する電力を電気自動車等へ充電し、電気自動車等から家庭へ放電できるもの

4 補助金額・募集台数

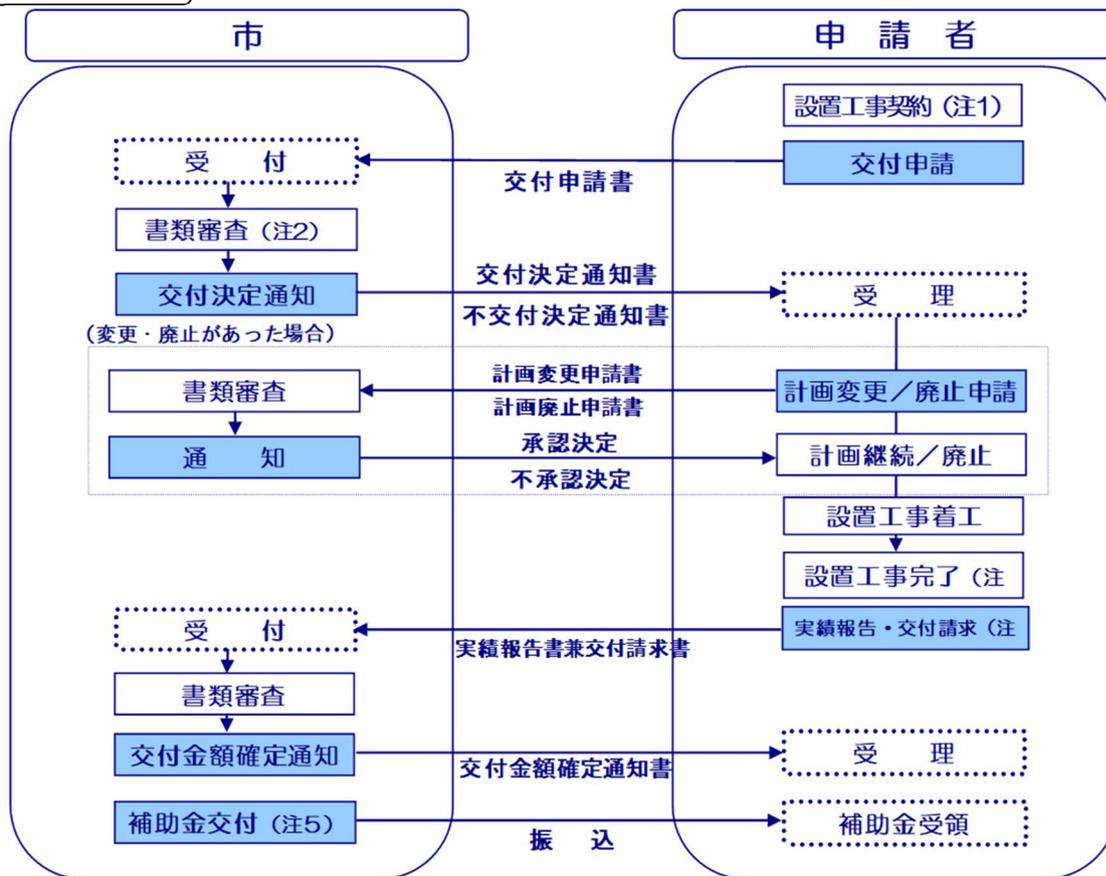
補助対象機器	補助金額	募集台数
家庭用燃料電池	3万円/台	560台
家庭用蓄電池	3万円/台	
V2H充放電設備	3万円/台	

5 申請受付期間

補助対象機器	申請受付期間
家庭用燃料電池	令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金) (必着)
家庭用蓄電池	
V2H充放電設備	

※ 申請受付期間内であっても募集台数に達した場合は、受付を締め切ります。

6 手続の流れ



(注1)「補助対象機器が設置された住宅を購入」する場合は、「設置工事契約」を「住宅売買契約」に読み替えてください。

(注2) 交付申請に基づく書類審査には、受付から14開庁日程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。

(注3)「設置工事完了」とは、次のとおりです。

○「住宅に補助対象機器を設置する工事」の場合は、設置工事が完了した日又は機器費及び工事費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日とします。

○「補助対象機器が設置された住宅を購入」する場合は、住宅の代金を支払い、領収書を取得した日とします。

(注4) 実績報告書兼交付請求書の提出期限は設置工事完了後、その完了の日から40日又は令和7年3月7日(金)のいずれか早い日までです。(最終日は、当日消印有効です。)

(注5) 補助金の交付は、交付金額確定通知日から30日以内です。

7 補助金交付申請

(1) 交付申請方法

広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付申請書（第1号様式）及び添付資料を、次の宛先に郵送してください。

（申請・問い合わせ先）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課 TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

制度の詳細や申請書等の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

[広島市HP（総合トップページ）](#) ▶ [暮らし・手続き](#) ▶ [家庭ごみ・環境](#) ▶ [地球環境](#) ▶ [広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金について](#)

(2) 提出書類

ア 広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付申請書（第1号様式）

イ 工事請負契約書等の写し

工事請負契約書（補助対象機器が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書）の写し又は注文書及び注文請書の写しを提出してください。（住宅の建設工事等、契約内容又は注文内容に補助対象機器が含まれているものについては、契約金額又は注文金額の中に補助対象機器に係る費用が含まれていることが分かる内訳書等が必要）

ウ 補助対象機器の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類

- (ア) 補助対象機器の機器費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類を提出してください。
- (イ) 機器費及び工事費は、それぞれの機器本体等に係る費用及びその取付、配線工事等の費用です。

エ 補助対象機器を設置する住宅の案内図

住宅地図等、補助対象機器を設置する住宅の位置が分かる地図を提出してください。

オ 補助対象機器の設置前の現況写真

- (ア) 次のいずれかに該当する補助対象機器の設置前の現況を示すカラー写真を提出してください。
 - a 新築住宅に補助対象機器を設置する工事で、申請時に住宅がない場合は建設予定地の写真、住宅建設中又は住宅建設済みの場合は補助対象機器を設置する場所及び補助対象機器を設置する住宅の全景
 - b 既築住宅に補助対象機器を設置する工事の場合は、補助対象機器を設置する場所及び補助対象機器を設置する住宅の全景
 - c 補助対象機器が設置された住宅を購入する場合は、提出不要
- (イ) 写真は、対象物の判別が確実にできるよう、画質が鮮やかなカラー写真とし、A4の工事用アルバム等にとじたもの、若しくはA4の印画紙等に直接印刷したものを提出してください。

カ 広島市税の納税証明書の原本（「市税について滞納がない旨」の証明書）

- (ア) 市税事務所、税務室、出張所等において、『納税（納付・納入）証明請求書』の「③どの証明が何通必要ですか」の項目に「市税について滞納がない旨」にチェックを入れ、また、「④どこに提出されますか」の項目に「市役所・役場」にチェックを入れるほか、必要事項を記入した上で申請を行い、納税証明書の交付を受けてください。
- (イ) 申請には運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料として350円が必要です。（申請手続きの詳しい内容については、市税事務所等で、御確認ください。）
- (ウ) 申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。
- (エ) 広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、納税証明書の不添付理由書（第10号様式）に必要事項を記入した上で、提出してください。

キ 住民票の写しの原本

- (ア) 納税証明書を提出された方で、交付申請書と契約書等の添付書類の住所が一致する場合は、提出不要です。
- (イ) 上記以外の場合は、区役所市民課、出張所等において、『住民票の写し等の請求書・申出書』の「使用目的はなんですか」の項目について「補助金の交付申請に添付するため」と記入するほか、必要事項を記入した上で申請を行い、住民票の写しの交付を受けてください。（広島市外の場合、手続が異なることがあります。）
なお、個人番号（マイナンバー）が入っていないものでお願いします。
- (ウ) 申請には運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料として300円が必要です。（申請手続きの詳しい内容については、区役所市民課等で、御確認ください。）
- (エ) 申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。

※ 補助対象機器の設置等について同時に申請書を提出する場合、「カ 納税証明書」の原本及び「キ 住民票の写し」の原本は、あわせて1通の提出で結構です。

ク 住宅所有者の同意書（第9号様式）

補助対象機器を設置する住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、提出してください。

ケ 賃貸借契約書の写し

申請者が住宅を賃貸借している場合に提出してください。

コ その他市長が必要と認める書類

(3) 受付

申請の受付は、当課に到着した日を基準に行います。

申請受付期間内の申請であっても当該年度に受け付けた台数が、募集台数に達した場合は、達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了します。

なお、受付終了日に提出された申請については、抽選により、受け付ける申請を決定します。

8 補助金交付の決定・設置工事の着工

(1) 交付の決定

受付を行った申請書等は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付決定通知書（第2号様式）**により通知します。

また、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その旨を**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）**により、通知します。

※ 交付申請に基づく書類審査には、申請書に不備がない場合で1.4開庁日間程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。

(2) 設置工事の着工

設置工事の着工(※)は、広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付決定通知書に記載された交付決定日以降に実施してください。

(注) 補助金の交付決定通知書に記載された交付決定日前に、設置工事を着工(※)した場合は、補助金の交付を受けることはできませんので、御注意ください。

※ 「補助対象機器が設置された住宅を購入」する場合は、「住宅の代金を支払い、領収書の取得」と読み替えてください。

9 計画変更・廃止

(1) 計画の変更

補助金の交付決定後に、設置する機器を変更する場合や機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）を10%以上変更する場合は、**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置計画変更申請書（第4号様式）**を提出し、承認を受けてください。

機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）の変更が10%未満の場合は提出不要ですが、機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）が20万円未満となる場合は、補助金の交付対象外となります（「3 対象機器」を参照）。

(2) 計画の廃止

補助金の交付決定後に、計画を廃止する場合や申請した機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）が20万円未満となる場合には、**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置計画廃止申請書（第5号様式）**を提出してください。

10 実績報告・交付請求

(1) 実績報告及び交付請求方法

設置工事の完了後、その完了の日から40日又は令和7年3月7日（金）のいずれか早い日までに、**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金実績報告書兼交付請求書（第6号様式）**及び添付資料を、郵送により提出してください。※ 最終日は、当日消印有効です。

《設置工事の完了について》

ア 住宅に補助対象機器を設置する工事の場合

設置工事が完了した日又は機器費及び工事費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日

イ 補助対象機器が設置された住宅を購入する場合

補助対象機器が設置された住宅の代金を支払い、領収書を取得した日

（注）領収書の発行日又は保証書の保証開始日が令和7年3月8日（土）以降の場合、補助金を交付することができませんので、御注意ください。

(2) 提出書類

ア 広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金実績報告書兼交付請求書（第6号様式）

イ 補助対象機器に係る領収書の写し

補助対象機器の機器費及び工事費の合計額を交付申請時から変更したときは、変更後の費用が明記されている書類を別途、提出してください。

ウ 補助対象機器の保証書等の写し

補助対象機器の製造事業者名及び品名番号が明記されている、保証書又は保守を受けることが確認できる書類の写しを提出してください。

エ 補助対象機器の設置後の現況写真

(ア) 補助対象機器の設置後の現況を示す次に掲げるカラー写真

a 補助対象機器の全景の写真

b 家庭用燃料電池：燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号が確認できる銘板の写真

家庭用蓄電池：品名番号及び製造番号が確認できる銘板の写真

V2H充放電設備：型式及び製造番号が確認できる銘板の写真

c 補助対象機器が設置された住宅の全景の写真

d 家庭用蓄電池及びV2H充放電設備の場合は、住宅に設置された太陽光発電システム又は家庭用燃料電池の全景の写真

(イ) 写真は、対象物の判別が確実にできるよう、画質が鮮明なカラー写真とし、A4の工事用アルバム等にとじたもの、若しくはA4の印画紙等に直接印刷したものを提出してください。

【現況写真に係る注意点】

- 補助対象機器の設置場所を申請時から変更した場合は、必ず、機器設置前に変更後の場所の撮影を行い、設置前の現況写真もあわせて提出してください。
- 補助対象機器の設置後の現況写真は、設置前の現況写真と比較できるよう、できる限り同じアングルで撮影してください。

オ 広島市内の居住を証する住民票の写しの原本

(ア) 交付申請時に納税証明書を提出され、住所が確認できる場合は不要です。

(イ) (ア)以外の場合は、**「7補助金交付申請」**の(2)提出書類におけるキ住民票の写しの原本(イ)～(I)と同様です。

※ 補助対象機器の設置等について同時に実績報告書を提出する場合、「オ 住民票の写し」の原本は、あわせて1通の提出で結構です。

カ その他市長が必要と認める書類

11 補助金の交付

(1) 補助金交付金額確定通知

提出された実績報告書兼交付請求書等の内容等について審査し、補助金の交付決定の内容やその条件に適合していると認めるときは、**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付金額確定通知書(第7号様式)**により、補助金交付決定を受けた申請者に通知します。

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、交付金額確定の通知日から30日以内に、提出された実績報告書兼交付請求書に記載された金融機関口座に振り込むことによって行います。

なお、指定する金融機関口座は、申請者本人名義のものに限ります。

12 その他

(1) 財産の管理

補助金の交付を受けた方は、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を、設置工事の完了(※)の日から6年以内に市長の承認を受けずに除却し、廃棄し、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないでください。6年以内にこれらの行為を市の承認なく行った場合には、補助金交付決定を取り消し、**広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書(第8号様式)**により通知し、補助金の返還を求められます。

※ 「補助対象機器が設置された住宅を購入」する場合は、「住宅の代金を支払い、領収書を取得」と読み替えてください。

(2) 広島市への協力

補助金の交付を受けた場合、次に掲げる事項の実施協力をお願いします。

ア 広島市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査

イ 広島市又は広島市地球温暖化対策地域協議会が実施する事業への参加

(3) その他

ア 一の申請者は、補助対象機器ごとに一の年度に一の住宅に限り、補助金の交付を受けることができます。

イ 一の補助対象機器に対する補助金の交付は、1回に限ります。

ウ 提出する申請書等は、パソコンによる入力又は黒のボールペンで丁寧に記入してください(消せるボールペン・鉛筆等不可、修正テープ(修正液)、砂消しゴムによる修正不可)。

エ 受付を行った申請書等の提出書類は、審査の結果に関わらず、返却いたしません。

オ 申請書等への押印は不要です。